

第3回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

■ 日 時

令和7年7月25日（金） 午後2時～午後4時15分

■ 会 場

宇都宮市上下水道局5階大会議室

■ 出席者

- ・ 委 員：阿久澤真理委員，梓澤昌徳委員，岩村由紀乃委員，太田正委員，
大山眞一委員，小関裕之委員，釜井里奈委員，菅野大造委員，
木村由美子委員，柴田賢司委員，関本充博委員，増田良二委員，
三宅徹治委員，谷田部正一委員（50音順）
- ・ 局 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，副参事
経営企画課長，経営担当主幹，企業総務課課長，
お客さまサービス課長，工事受付センター所長，水道管理課長，
水道建設課長，下水道管理課長，下水道施設管理センター所長，
下水道建設課長，水質管理課長，事務局職員

■ 傍聴者数

4名

■ 会議経過

1 開 会

2 審 議

- (1) 水道施設更新の方向性と事業費について
- (2) 下水道施設更新の方向性と一般会計からの負担金について
- (3) その他

(1) 水道施設更新の方向性と事業費について
事務局より、資料 1 に基づき説明

N 委員 : 12、13 ページについて、消火栓の設置費用などの一般会計負担金は国の基準で定められているということと、市の政策として公衆浴場の実費分を基準外で繰り入れていると説明があったが、市の政策がどのようなものか説明してほしい。

事務局 : 国の基準で定めてられているものは消火栓の設置費や職員の児童手当などである。
基準外については公衆浴場への安価給水に対する実費分となるが、これは公衆浴場に通う方への費用の低減を図る目的である。

N 委員 : 公衆浴場を利用すると想定される低所得の方に対する補助の意味合いが強いと理解した。一方で、何でも一般会計から繰り出してもらえないということではないという認識でよいのか。

事務局 : 公営企業の経営は独立しているため、基本的には経営に伴った収入をもって経営する必要がある点は地方公営企業法でも定められている。

A 委員 : 6 ページに記載の目標耐用年数について、「本市独自の基準」との記載があるが、独自の基準は全国的に妥当なものか。
10 年で 1,150 億円の事業と記載があるが、管路更新が毎年 60 億円であれば、10 年間で 600 億円となり、残る 550 億円が水道施設の更新となるが、老朽管渠の更新率を 0.8% とした設定の考え方を教えてほしい。
0.8% は水道の安定給水が可能な更新率か。

事務局 : 近年は使用材料の品質向上等により維持管理の実施により法定耐用年数を超えて十分に使用できる状況にある。参考文献や使用実績を用いて、目標耐用年数を設定している。
例えば、ダグタイル鋳鉄管は 80 年～100 年は使えると算出している。
目標耐用年数をおおよそ 100 年とした場合、年に 1% 更新すると 100 年間で全延長が更新できる。

今後 1 % 更新を目指し、現状としてはまずは 0. 8 % まで更新率を上げたいと考えている。

A 委員 : 0. 8 % で更新できれば安定的な給水や、安全確保が可能ということか。

事務局 : ご認識のとおりである。

J 委員 : 12 ページについて、企業債の償還元金や利息については一般会計から繰り入れることはできないか。
10 ページに事業費の削減は困難と記載があるが、例えば、今里浄水場は他の施設と統合するなど経営の効率化はできないか。

事務局 : 統合水道の元金及び利息は国の基準で定められているので、一般会計から繰り入れているが、それ以外の企業債は対象外であるため、繰り入れていない。

事務局 : 今里浄水場は上河内地区の松田新田浄水場の東側を給水エリアとしており、現状は施設内で浄水し、給水している。
今後は今里浄水場の浄水機能はなくし、松田新田浄水場から水運用を実施し、配水池に送ることを検討している。

J 委員 : 今里浄水場の浄水機能についての更新費用は 10 か年の計画に入っていないということか。

事務局 : ご認識のとおりである。

M 委員 : 10 ページに関連して設備の更新費用が経営的に負担になっているということだが、今後も使用者が減っていくことから、設備の稼働率を上げるために広域化や統廃合などにより他事業体と連携することを検討するべきではないか。
例えば浄水場についても給水区域が小規模なところは、他事業体から給水運用できないか。

事務局 : 広域連携については国からも通知が発出されている。
県が先導しているが、どの地域が連携するかまで話が進んでい

ない状況である。

事業体ごとに、様々な形態で経営していて、また施設の統廃合などの問題もあるため、すぐに連携するのは難しいと考えられる。

現在は薬品の共同購入から始めてはどうかという意見がでてきている。

浄水場による能力も決まっており、市内への配水を前提としていることから、検討要素が多く、ただ繋げば良いということでもないため、今後も経営の効率化に向け、検討を続けていく。

D 委員 : 18 ページの表の見方について、%で表記されているのは、料金の改定率と理解した。

最近の日経新聞の記事によると、全国の水道事業者 99%は更新に係る費用を水道料金では賄えないため、水道料金を平均 80%上げていく必要があると財務省が発表している。

この審議会の資料では最大でも 30%と表記されているが、この料金改定率で賄うことができるのか。

財務省の発表との差異はなにか。

事務局 : 18 ページの表は早期健全化基準に近付けるにはどうすればよいかという基準で出しており、あくまでも 1 つの指標である。今後企業債に依存せずに事業を継続する場合には、改定率 30%では足りない可能性もある。

今回の指標は料金が適正かどうかは 4 年間の期間で見た場合に資金が枯渇しない、事業が滞らないことを基準として設定している。

D 委員 : 今回提示された改定率は企業債に焦点をあてたものであり、将来的には改定率はもっと高くなると認識した。

新聞記事にも記載があるが、近隣の事業体との共同化も検討する必要があると考える。

会 長 : 一般報道機関などから全国的な水道料金についての分析が発表されているが、実際には都市部と農山村部では経営環境が違うための水道料金の格差は 8 倍程度もある。

公的資金や企業債の借入状況など前提条件によっても変わるた

め、本市の経営環境で検討していかなければならない。

事務局 : 老朽管路に対しては目標耐用年数が100年として更新率1%であれば事業費が平準化しているので、企業債は使わない。ただし企業債に関しては世代間の負担の平準化の面もあるため、大規模な施設の更新については借りないということはない。広域化の前に、まずは市の中の財務体質の健全化をしていかなければならないと考えている。

A委員 : 老朽管更新率1%を目指すとしながら、当面の目標が0.8%で良いのか。先送りすることで将来の負担増とならないか。基金に積立をするなどして財源目線での平準化では対応できないのか。

事務局 : 現状は管の布設から100年に到達していないので、0.8%で良いと考えている。
平準化の考え方については、料金改定を4～5年程度を1スパンとして捉え、それを積み重ねて収支均衡を図るものであると考えている。
基金への積み立てる考え方はあるが、多量に金額が積み上げるのであれば、水道料金を下げるべきであると考えている。
事業費は、資料上機械的に算出しているが、実際には優先的に更新すべき管と、そうでない管がある。給水管は材質が悪いものを使用していた時期があり、漏水の原因にもなっているため、そのような管は優先的な更新が必要となる。
マクロで見ると資料のような事業計画になっているが、ミクロでみると事業費の増減は発生する。その過程で結果として内部留保として残ること可能性はあると考える。

会 長 : 本市は建設改良積立金を計上しているが、現状は積立金を毎年取崩して執行に充当しているのか。

事務局 : 建設改良積立金は20年前に積み立てたものが残っているものであり、今後積立額を増やすことは考えていない。
減債積立はしており、これは企業債の償還元金に充当している。

- B委員 : 20ページの今後の事業規模の記載について、物価上昇を反映していないと記載があるが、1, 150億円の事業費の物価上昇分ともなると料金に関わるはずだが、加味しなくて良いのか。
- 事務局 : 建設改良費は資本的支出であり、料金の適正性は収益的収支から検証する必要がある。収益的収支については物価上昇を反映させている。
- H委員 : 5ページの老朽管の更新率について、5年平均は類似都市より低いので、更新率を上げていく必要があると記載があるが、現状の更新率が低い理由とその背景について説明してほしい。
また、0.8%を目標としていく上でそれを維持するための課題をどうとらえているか。
- 事務局 : 類似都市と比較して更新率が低いのは、更新が必要な老朽管の距離が類似都市よりも短く、工事の必要がなかったことに起因する。費用を抑制してきたわけではない。
しかし、建設資金は純利益から充てられるため、今後更新率を上げていくためには資金的な問題も出てくることから、それが課題だと認識している。
- 会長 : 執行体制上の課題はないのか。
- 事務局 : 現状の0.76%というのが執行体制の限界だと感じている。
水道局の人員も必要であるし、受注事業者の体制にも課題があるため、効率的な発注となるよう検討している。
例えば設計施工一括で業者に実施をお願いするDB方式なども検討している。
- J委員 : 11ページに記載の一般会計出資金とはどのようなものか。
- 事務局 : 耐震化事業や脱炭素事業に係るものに限定されており、事業費により変動する。

(2) 下水道施設更新の方向性と一般会計からの負担金について
事務局より、資料 2 に基づき説明

D 委員 : 4 ページについて、管渠の更新が中心に説明されていたが、マンホールはどうなっているか。

先日、横浜でエアーハンマー現象によりグレーチングが施されているマンホールが飛び出してしまう事故があったが、ゲリラ豪雨が増えると維持管理費が増えてしまうのではないか。

低地や管渠が輻輳しているところは危険だと認識している。

新しくマンホールを設置していく際には特殊マンホールを設置できると思うが、計画に費用は計上されているか。

事務局 : 市内には約 8 万個のマンホールがあるが、初期に設置したものについては更新が必要になっている。設置から 30 年以上経過したものについては順次点検し、更新している。

市内でもマンホールの吹き上がりが見られる場所もあるが、飛散防止用のマンホールに順次交換している。

早期発見し、計画的に交換している状態であり、費用も計上されている。

D 委員 : 消火栓についての維持管理費用も計上されているか。

事務局 : 消火栓の維持管理の費用は国の基準で一般会計（消防）から負担金として繰り入れており、収入も支出も計上している。

M 委員 : 更新コストが下がるのであれば、コンセッション方式の導入を検討すべきではないか。

事務局 : 国では P P P や P F I の推進に力を入れており、民間を活用した維持管理を積極的に推進するよう通知が発出されている。

下水道においては、コンセッションの手前であるウォーター P P P として、処理区全体の施設と管渠を一体的に委託するという方式を令和 9 年度以降に導入することが管渠の国庫補助の要になる。そのため本市もウォーター P P P の導入を検討している。

コンセッション方式となると維持管理に加えて、受託者に使用

料の提言までさせることになるため、現状ではまだ難しいのではないかと考えている。

会 長 : コンセSSIONはいわゆる運営権の売却となる。自治体は所有権以外の運営権をゆだねるので、一定の条件の下で料金の設定も民間が検討することになる。

一方でウォーターPPPはコンセSSION方式の予備軍であり、包括委託とも言える。施設更新から維持管理までトータルに委託するが、運営権は手放さない。

速やかに復旧・更新を進めたいが、ウォーターPPPを前提とする補助要件が満たされなければ実施できないため、更新工事の障害となってしまった事例があった。現在どのような状況かわかれば教えてほしい。

事務局 : 行政が進めようとしても、受ける企業がないのではという課題も出てきている。自治体や下水道協会から要望を出しているが、結果は出ていない。

会 長 : 国では、個々の事業ではなく、インフラメンテナンス事業全体を民間に移し替えたいという戦略的発想を持っている。上下水道は大きなインフラ事業であり、先駆けて宮城県では3事業(上工下水)を束にしてコンセSSIONにかけて実質的な民営化を進めた。

どう進めるかについては各自治体の状況に合わせて行うべきであり、全国一律の対応では難しいのではないかと考える。

A委員 : 一般会計負担金の記載について、13ページには分流式を減らすことが理想の状態と記載がある一方、14ページには負担金に過度に依存しない経営という記載になっている。

皆減するのが良いのか、多少は繰り入れる方が良いのか、基本的な市の考え方を伺いたい。

事務局 : 国の基準で認められているものではあるため、公費負担すべき事業費については継続して繰入を受けることとなる。繰入の皆減となると使用料への転嫁が必要となるため、見極めが必要だが、一方で負担金をなくさなければ留保資金が増えない構造で

はある。

繰入のバランスを見ていく必要があるが、長期的にみると皆減させて、利益の確保が必要であると考えている。

会 長 : 分流式下水道にすることで合流式と比べコストが増えるが、割高な分流式のコストを汚水分として下水道使用料で賄うのはおかしいため、税金で負担するという仕組みが分流式で公費負担すべき事業費である。

一方で、汚水の経費回収率が低いことから、１５０円という基準を設け経費回収率を上げてきた。しかし、１５０円を超えた場合は、割高な不採算の経費として公費で負担することを認めている現状である。

国の考え方は不採算としての整理であるが、これではいつまで経っても必要な利益が出せないことから、あり方を考えていくべきというのが事務局の主張である。

事務局 : 分流式によるコスト高の部分が負担金として認められているが、それに加えて１５０円のルールの中で費用がかかりすぎた場合にも赤字補てんを繰り入れているのが現状である。

このままでは無原則に繰り入れが行われてしまうことになるが、一方で物価上昇や人件費の高騰など、下水道使用料に転嫁すべき費用が増加してきている状況において、一般会計への依存が深まってきている。

これをどう解消していくかという趣旨であり、一度に皆減することを考えているわけではなく、バランスを考慮しながらどの程度使用料に転嫁すべきかご審議いただきたいと考えている。

会 長 : 繰入金基準が示されている通知があるが、ここで示されたものは地方交付税措置の対象となる。

一般会計がすべてを払っているわけではなく、地方交付税として措置されているが、全額は交付されていない。

下水道の繰入金に対してどれくらいの交付措置があるかわかるか。

事務局 : すぐにはお答えできないので改めて報告する。

D委員 : 一般会計負担金には過度な依存はできず、企業債の残高も減らす必要があるとなると、上下ともに料金の値上げが結論になると思うが、一般市民として値上げは受け入れづらいものである。そこで収益を上げるための附帯事業の実施を検討すべきと考える。

上下水道局の広報紙において、カーボンニュートラルの取組が記載されていることがあったが、小水力発電や消化ガス発電、太陽光発電を充実させ、利益を得ることはできないか。

ペロブスカイト太陽電池などを広い敷地で使っていただきたい。A I の時代となり、電気使用量が上がることで、電気料金が上がるので、上下水道局でも発電をすることで料金改定についても、市民理解を得られるのではないか。

また、泉水を返礼品にしたクラウドファンディングや、市民を対象としたふるさと納税を行い、寄付額に応じた水道料金の減免などかどうか。

事務局 : 収益を上げることは必要だと考えている。

G X 事業については、広い敷地があるため、P P A などを使い費用をかけずに太陽光発電などを導入することを検討している。また、水質監視池で飼育したストロベリーサーモンをふるさと納税の返礼品とするなども検討をしている。

D委員 : 全国ではなく、宇都宮市民にふるさと納税を行うことを提案している。泉水をスポーツに使うとか、ふるさと納税で市民に還元してほしい。

会 長 : 事務局は料金収入以外の附帯収入の現状について、次回の審議会までに用意してほしい。

事務局 : 承知した。

(3) その他

事務局より、第4回の開催予定を伝達

3 閉 会